■ドライブレコーダー導入促進助成

趣 旨 事故防止や安全運転への取り組みを支援するため、事故や急な衝撃前後の 映像や走行データを記録するドライブレコーダーの導入促進を図る。

内 容

助成対象装置	助成金額	助成上限数
標準型	15,000 円	- 上限数なし
運行管理連携型	25,000円	

- ※国の補助を利用した場合、購入金額により満額助成されない場合があります。
- ※予算の都合により、途中で終了になる可能性がありますので、ご了承ください。
- ※「割賦販売契約」での導入は助成対象外となります。
- ※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品、取付工賃等の費用を含みます。 なお、消費税は含みません。
- ※助成金額が取得価格を上回る場合は、取得価格までとなります。

(百円未満切り捨て)

申請期間 令和4年6月1日(水)~令和5年2月3日(金)香下協必着

助成対象期間 令和4年2月1日(火)~令和5年1月31日(火) ※上記期間内に取り付け及び支払いまでを完了したものであること。

対 象 機 器 助成対象となる機器は、別表記載の機器に限ります。 (中古品は不可となります。)

申 請 書 類 ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書(兼請求書)様式1 ドライブレコーダー装着証明書 様式2 誓約書(国の補助制度を利用しない事業者のみ) 様式3

添 付 書 類 機器を装着した車両の車検証(写)

購入:請求書(写)、領収書(写)

※機器を装着してある車両の領収書でも可

リース:リース契約書(写)、借受証(写)

※登録車両情報(車台番号など)の明記があるもの